

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会(第1回)
議事要旨

1. 開催日時

平成27年11月18日(水) 13:30~16:40

2. 開催場所

ポールスター札幌2階 セレナード

3. 議題

- ① 大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会の設置及び平成27年度の取組について
- ② 災害廃棄物対策に係る国の検討状況等について(情報提供)
- ③ 北海道ブロックにおける対象地震及び北海道内の地域区分について
- ④ 北海道ブロック大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画(仮称)骨子(案)について
- ⑤ 北海道ブロック内の処理可能量について
- ⑥ その他

4. 議事概要

- ① 大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会の設置及び平成27年度の取組について

事務局より、資料1-1, 1-2, 1-3に基づき、協議会の設置、要綱、本年度のスケジュールについて説明がなされた。協議会設置の趣旨について出席者から賛同が得られ、本日付けで協議会設置要綱を施行することとした。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ スケジュールについて、第2回協議会で骨子の策定となっているが、広域連携について、他の地域の災害廃棄物を入れるとなると、一部事務組合と最終処分場の調整が必要になってくるのではないかとこの協議会は、どの程度が対象範囲になってくるのかとの質問があり、骨子案については、後程の説明で改めて質問いただきたい旨及び今後メンバーの拡大も可能である旨の回答がなされた。
- ・ 参加者の協議会での役割は何かとの質問があり、協議会の目的は災害時の迅速な災害廃棄物処理のための体制づくりが主であること、そのための行動計画を作っていくために意見をいただきたい旨説明が行われた。加えて、発災時に被災自治体となった場合の受援の対応や、被災しなかった場合の被災自治体への支援の対応について意見をいただきたい旨説明が行われた。

② 災害廃棄物対策に係る国の検討状況等について（情報提供）

資料 2-1, 2-2, 2-3, 2-4 に基づき、法律の改正等、国の動向について情報共有が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 安心して広域連携に取り組むことができるよう、放射性物質に汚染された廃棄物について対象外であることを行動指針に明記すべきとの意見に対し、放射性物質に汚染された廃棄物については行動計画の対象ではない旨説明が行われた。
- ・ 行動指針の中に関係者間で協定を結ぶとあるが、協定の主体を明確にすべきとの意見に対し、協定は義務ではなく、どういったものにすべきか環境省本省で議論しているところであるため、今後方針が決まり次第示したいとの説明がなされた。
- ・ 「市町村」と「市町村等」の定義を明らかにすべき。また、「自治体」と「地方自治体」の表記を統一すべきとの意見に対し、市町村、市町村等という表記が存在することについて、市町村等には一部事務組合も含まれ、それぞれ使い分けをしているためこのままの表記となっていること、「自治体」と「地方自治体」については、地方自治体に統一されているとの説明がなされた。

③ 北海道ブロックにおける対象地震及び北海道内の地域区分について

事務局より、資料 3-1 に基づき行動計画において対象とする地震の候補、対象とする地震を想定するための北海道内の地域区分について説明がなされ、意見交換を行った。

④ 北海道ブロック大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（仮称）骨子（案）について

事務局より、資料 3-2 に基づき行動計画骨子（案）について説明がなされ、意見交換を行った。

⑤ 北海道ブロック内の処理可能量について

事務局より、資料 3-3 に基づき北海道内の処理可能量について説明がなされ、意見交換を行った。

⑥ その他

次回協議会の日程等について意見交換を行い、第 2 回協議会を平成 28 年 2 月上旬に開催することとした。

以上